広島労働局

Press Release

広島労働局発表 令和7年10月10日(金) 【照会先】

広島労働局雇用環境・均等室 室長補佐 重弘 拓也 雇用環境改善・均等推進指導官

梅田 典幸 (電話) 082 (221) 9247

報道関係者 各位

10/20(月)令和7年度労使関係セミナーを開催します ~講演とパネルディスカッションでカスタマーハラスメント対策を考察します~

労働紛争解決ネット広島(※)は、中央労働委員会との共催で、令和7年10月20日(月)の13時30分から、広島YMCA国際文化センター(広島市中区八丁堀7-11)において、使用者に求められるカスタマーハラスメント(以下「カスハラ」という。)防止対策について、基調講演やパネルディスカッションを通して学ぶ労使関係セミナーを開催いたします(詳細は、下記枠内をご参照ください。)。

労使関係セミナーは、労使双方を対象に、最新の労働問題に関するテーマについて考察するセミナーで、コロナ禍の期間を除いて毎年度開催しておりますが、今年度は本年6月に改正労働施策総合推進法が成立し、顧客や取引先による著しい迷惑行為(カスハラ)により、労働者の就業環境が害されることのないよう、雇用管理上必要な措置を事業主が講じることが新たに義務付けられることから、主に使用者に求められるカスハラ防止対策について、労働問題に精通した大学教授による講演、労働紛争解決ネット広島の構成機関から選ばれたパネリストによるパネルディスカッションで考察します。

※「労働紛争解決ネット広島」とは、広島県内に所在し、個別労働紛争の解決のための制度を運用している行政機関、民間団体等による連絡協議会の通称です(正式名称は、「労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」で、広島労働局、広島県商工労働局、広島県労働委員会、日本司法支援センター広島事務所、広島県社会保険労務士会、広島弁護士会で構成されています。事務局は、広島労働局雇用環境・均等室です。)。

令和7年度労使関係セミナー 「カスタマーハラスメント〜判例の動向や法改正のポイント〜」

- 1 日時・場所
 - (1) 日時 令和7年10月20日(月) 13時30分~16時30分
 - (2)場所 広島 YMCA 国際文化センター「国際文化ホール」 (広島市中区八丁堀 7-11 広島 YMCA 本館地下 1 階)
- 2 内容
 - (1) 基調講演(13時30分~) 講師 成蹊大学法学部法律学科教授(中央労働委員会東日本区域地方調整委員) 原 昌登 氏
 - (2) パネルディスカッション(15 時~)
 - ア 実際の労働トラブルの事例をもとに検討。
 - イ コーディネーター及びパネリスト

原 昌登 氏 コーディネーター

山川 和義 氏 広島県労働委員会会長・広島大学大学院教授

有本 慎 氏 弁護士(広島弁護士会)

積河内 弘樹 氏 特定社会保険労務士(広島県社会保険労務士会)

(3)対象者

労働者、事業主、労働組合、経営者団体の関係者等

(4)参加申込方法(問い合わせ先)

「広島県電子申請システム」又はFAXにより申し込んでください(詳細は、添付のリーフレットを御参照ください。)。

問い合わせは、広島県労働委員会事務局(恒 082-513-5162)にお願いします。

添付資料)

リーフレット「令和7年度労使関係セミナー「カスタマーハラスメント対策~判例の動向や法 改正のポイント~」

令和7年度労使関係セミナー

「カスタマーハラスメント対策

~判例の動向や法改正のポイント~」

顧客や取引先による著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント(カスハラ))については、労働者の就業環境が害されることのないよう、雇用管理上必要な措置を講じることを事業主に義務づける改正労働施策総合推進法が本年6月に成立しました。

今年度のセミナーは、成蹊大学教授の原 昌登先生をお迎えして、カスハラについて、主に使用者に求められる対策に関する講演と最近の紛争事例に関するパネルディスカッションを行い、労使双方が働きやすい職場をめざしてどのように対応していくかについて考えます。

参加費無料

日時

^{令和7年}10月20日(月)

13:30 ~ 16:30(開場13:00)



150名

(先着順)

会 場

広島YMCA国際文化センター「国際文化ホール」

(広島市中区八丁堀7-11広島YMCA本館地下1階)※裏面参照

【基調講演】(13:30~)

講師:原 昌登氏

中央労働委員会東日本区域地方調整委員 成蹊大学法学部法律学科教授

【パネルディスカッション】(15:00~)

労働トラブルの事例をもとに、検討を行います。

コーディネーター:原 昌登氏

パネリスト: 山川 和義氏 広島県労働委員会会長・広島大学大学院教授

有本 慎 氏 弁護士(広島弁護士会)

積河内 弘 樹 氏 特定社会保険労務士(広島県社会保険労務士会)



「広島県電子申請システム」又はFAXで受付けます。詳細は裏面をご覧ください。

◇主催◇ 中央労働委員会、労働紛争解決ネット広島

(広島労働局、日本司法支援センター広島地方事務所、広島県商工労働局、 広島県労働委員会、社労士会労働紛争解決センター広島、広島弁護士会)

◇協賛◇ 鳥取県労働委員会、島根県労働委員会、岡山県労働委員会、山口県労働委員会

《お問い合せ》

広島県労働委員会事務局 TEL 082-513-5162 FAX 082-228-2075



労使関係セミナーの参加申込・会場案内

①広島県電子申請システムによる申込み



広島県庁のホームページから検索≫≫≫

労使関係セミナー

②FAXによる申込み

申込書に必要事項を記載して、FAX(082-228-2075)してください。

〔申込書〕

企業•団体名		21			担当者 所属 氏名				
連絡先	TEL	()	_	FAX	()	_	

	(上欄)所属・役職/(下欄)氏名	(上欄)所属・役職/(下欄)氏名	(上欄)所属・役職/(下欄)氏名
参加者			

【会場案内】



→ は建物への入口です。 ポプラ 全至 YMCA駐車場 北側 中央警察署 3号館 本館 ※レンガ造りの建物 エレベーター 中通路 駐輪場(会員専用) エレベーター 広島YMCA国際文化センター 県庁 2号館 (本館地下1F国際文化ホール) 1号館 東館 立町電停

※会場は敷地内を含めて禁煙です。

南側・東急ハンズ方面

≪交通の御案内≫

徒歩

- ・「JR広島駅」から徒歩約20分。
- ・「広島バスセンター」から徒歩約5分。

・ 広島駅南口(在来線側)のバスのりばから八丁堀 方面行きのバスに乗車し、「八丁堀」バス停で下車。 バス乗車時間約10分。下車後、北西方向へ徒歩 約5分

広島駅南口(在来線側)の広島電鉄のりばから、 1番「広島港(宇品)」線、2番「広電宮島口」線又は 6番「江波」線に乗車し、「立町」電停で下車。 下車後、北方向へ徒歩約3分。

アストラムライン

「県庁前」駅で下車。下車後、東2出口(市民病院 出口)から東方向へ徒歩約5分。

≪駐車場の御案内≫

一広島県

・ お車でお越しの方は、YMCAの立体駐車場(有料) をご利用ください。

ただし、車高が160cmを越えるお車と3ナンバー のお車の入庫はできませんのでお近くの一般駐 車場をご利用ください。

